

徳島県告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
公益財団法人徳島県スポーツ協会	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地	1 徳島県都市公園条例（昭和33年徳島県条例第20号）第12条第2項に規定する使用料（徳島県蔵本公園及び徳島県鳴門総合運動公園の有料公園施設等に係るものに限る。）の徴収の事務 2 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和63年徳島県条例第26号）第11条第1項に規定する使用料の徴収の事務	令和8年3月26日	令和8年4月1日